

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて、環境・経済・社会課題の同時解決に取り組む

- 第六次環境基本計画（本年5月閣議決定）に沿って、炭素中立、循環経済、自然再興等の個別分野の政策を横断的に実施する6つの重点戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を基に重点施策を構成。「新たな成長」につなげる施策を統合的に推進する。
- 東日本大震災・原発事故からの復興・創生、能登半島地震からの創造的復興等に取り組みつつ、今後の大規模災害への備えに万全を期す。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（本年8月閣議決定）に基づき、循環経済への移行を国家戦略と位置付けて取り組む。

重 点 施 策（2つのコアミッション）

(単位：億円)

令和7年度概算要求 一般会計:1,730億円/ エネ特会(GX除く):2,186億円/ GX推進対策費:2,318億円/ 復興特会:2,470億円/ 合計:8,704億円(前年度比149%)+事項要求

1. 時代の要請への対応（持続可能な成長の推進）

1-1 グリーンな経済システムの構築

- ▶民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】
119(新規)
- ▶Scope3削減のための企業間連携を含む省CO2設備投資支援（SHIFT事業）【エネ特】69(新規)
- ▶地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】41(新規)
- ▶環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】9(7)
- ▶カーボンプライシング調査事業【エネ特】7の内数(8の内数)
- ▶再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進 6(新規)
- ▶先進的な資源循環投資促進事業【GX】事項要求(50)
- ▶脱炭素型資源循環設備導入・実証【エネ特】100(84)
- ▶自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業 7(新規)
- ▶バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化【一部エネ特】14(14)
- ▶「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業【一部エネ特】43(38)
- ◀制度的対応
- ▶太陽光パネルのリサイクル促進に向けた制度的対応の検討

1-2 国土のストックとしての価値の向上

- ▶OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化 7(3)
- ▶地域の生態系に関する情報基盤の整備・発信 7(5)
- ▶自然公園等事業費等 93 + 事項要求(82)
- ▶国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上 23(23)
- ▶住宅のZEH・省CO2化促進【エネ特】115(110)
- ▶断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業【GX】1,300(5年度補正1,350)
- ▶建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】100(47)
- ▶業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】266(5年度補正111)
- ▶運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】16(12)
- ▶商用車の電動化促進事業【GX】444(5年度補正409)
- ▶ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】143(94)

1-3 環境・経済・社会の統合の場としての地域づくり

- ▶地域脱炭素推進交付金【エネ特+GX】762(425)
- ▶防災拠点や避難施設となる公共施設への再エネ設備等導入支援【エネ特】50(20)
- ▶再エネの導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特】20(8)
- ▶株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【産業投資及び政府保証の合計額】600(600)
- ▶グリーンファイナンスの普及・拡大促進【一部エネ特】8(4)

1-4 科学技術・イノベーションの開発・実証・社会実装

- ▶環境研究総合推進費による研究開発・実証と社会実装の推進 58(54)
- ▶地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業【エネ特】50(50)
- ▶イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発 2(1)

1-5 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進

- ▶海洋プラスチックごみ総合対策費 46(7)
- ▶二国間クレジット制度(JCM)の推進【一部エネ特】146(143)
- ▶アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進(TICAD9)、我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進 16の内数(6の内数)

2. 不変の原点の追求

2-1 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らし

- ▶水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進 17(7)
- ▶子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の効率的・効果的な推進 63(56)
- ▶PFAS総合対策の推進 5(2)
- ▶熱中症対策の推進 4(4)
- ▶ニホンジカ・イノシシ・クマ類の捕獲等対策支援 30(2)
 - *鳥獣保護管理法の改正に関する制度的対応に早急に取り組む
- ▶地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等 10(6)
- ▶一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】495 + 事項要求(495)
- ▶浄化槽の整備【一部エネ特】104 + 事項要求(104)
- ▶環境対策が不十分なヤード対応等の推進 3(2)
- ▶食品ロス削減、サステナブル・ファッショント、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等 11(8)
- ▶動物の愛護及び管理事業 4(4)

2-2 東日本大震災・能登半島地震からの復興等

- ▶東日本大震災からの復興・創生（特定帰還居住区域等における除染等、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理等）【復興特】2,470(2,468)
- ▶「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】5(5)
- ▶能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進 8(新規)
 - *今年度は公費解体を始めとした災害廃棄物処理の迅速な実施を支援
- ▶大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 14(3)

※【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算
 ※【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算
 ※【GX】と表記のある予算事項は、GX経済移行債を活用したGX推進対策費

令和 7 年度 環境省重点施策 (抜粋)

令和 6 年 8 月

環 境 省



令和7年度 環境省税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という現下の3つの危機の下、環境政策が目指すべき社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を掲げている。そのためには、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み（計画など早い段階からの環境配慮の組み込み、環境価値の市場における適切な評価等）が織り込まれる必要があるところ、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠である。

このような認識のもと、市場メカニズムを用いる経済的手法については、引き続きカーボンプライシングの制度設計や環境整備に取り組み、「成長志向型カーボンプライシング構想」¹を着実に実現・実行していく。また、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持するとともに、省エネ性能等に応じて適用される住宅ローン減税の子育て世帯等における借入限度額の上乗せ措置等を1年間延長するほか、ネイチャーポジティブの実現に向けて引き続き検討を行う。

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

¹ GX経済移行債等とカーボンプライシングによる投資先行インセンティブにより、GX投資を加速させる考え方。

2. 個別の措置

(1) 生物多様性の保全

○ 生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減【新規】(相続税、贈与税) (◎)

- ・ ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、生物多様性増進活動促進法が制定され、長期的・安定的な活動確保のために市町村と土地の所有者等が締結する「生物多様性維持協定」制度が創設された。これを踏まえ、当該協定を締結した土地の所有者等の負担を軽減する観点から、締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減の措置を講じる。

(2) 循環経済

○ 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の新設等【新規・拡充】(法人税、固定資産税) (◎)

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて資源循環を一層促進するため、再資源化事業等高度化法が制定され、基準を満たす事業計画を認定する制度等が創設された。これを踏まえ、廃棄物事業者の大部分を占める中小企業等の負担軽減、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との連携を見据えた事業発掘の環境整備を推進する観点等から、法人税について4年間の特例措置を設ける。また、公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)について、再資源化事業等高度化法の施行に伴い必要な措置を講じる。

(3) 脱炭素社会

○ 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

- ・ 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に対する固定資産税の課税標準額の特例措置について、適用期限を2年間延長する。